

# 第一章 健康危機管理マニュアル

## 第一節 基本的考え方

県民の生命と健康に係る被害が発生し、又は発生する恐れのある場合、危機管理を迅速・適切に実施するための手順を定める。

健康危機管理担当課長は、保健所長の報告に基づき、個別の対応マニュアルに従って健康被害の発生予防、治療、拡大防止を図る。

さらに、「重大な健康被害」で個別の対応マニュアルで対処できない事態の場合に、この「健康危機管理マニュアル」を適用する。

### 【用語の解説】

#### 健康被害

環境汚染、食中毒、飲料水汚染、感染症、毒物劇物、その他何らかの原因により県民の生命や健康が脅かされる事態

#### 健康危機管理

健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務

#### 健康危険情報

環境汚染、食中毒、感染症、飲料水汚染、毒物劇物、その他県民の生命や健康の安全に直接関わる危険情報

#### 健康危機管理担当課

危機管理課、消防保安室、広報課、県民協働課、生活衛生課、環境政策課、水環境対策課、環境保健研究センター、福祉保健課、医療政策課、薬務行政室、障害福祉課、県警察本部捜査第一課

#### 健康危機管理マニュアル

「長崎県健康危機管理要領」に基づき、県民の生命と健康を脅かす事態が発生した際に、健康危機管理担当課並びに保健所が対処すべき手順

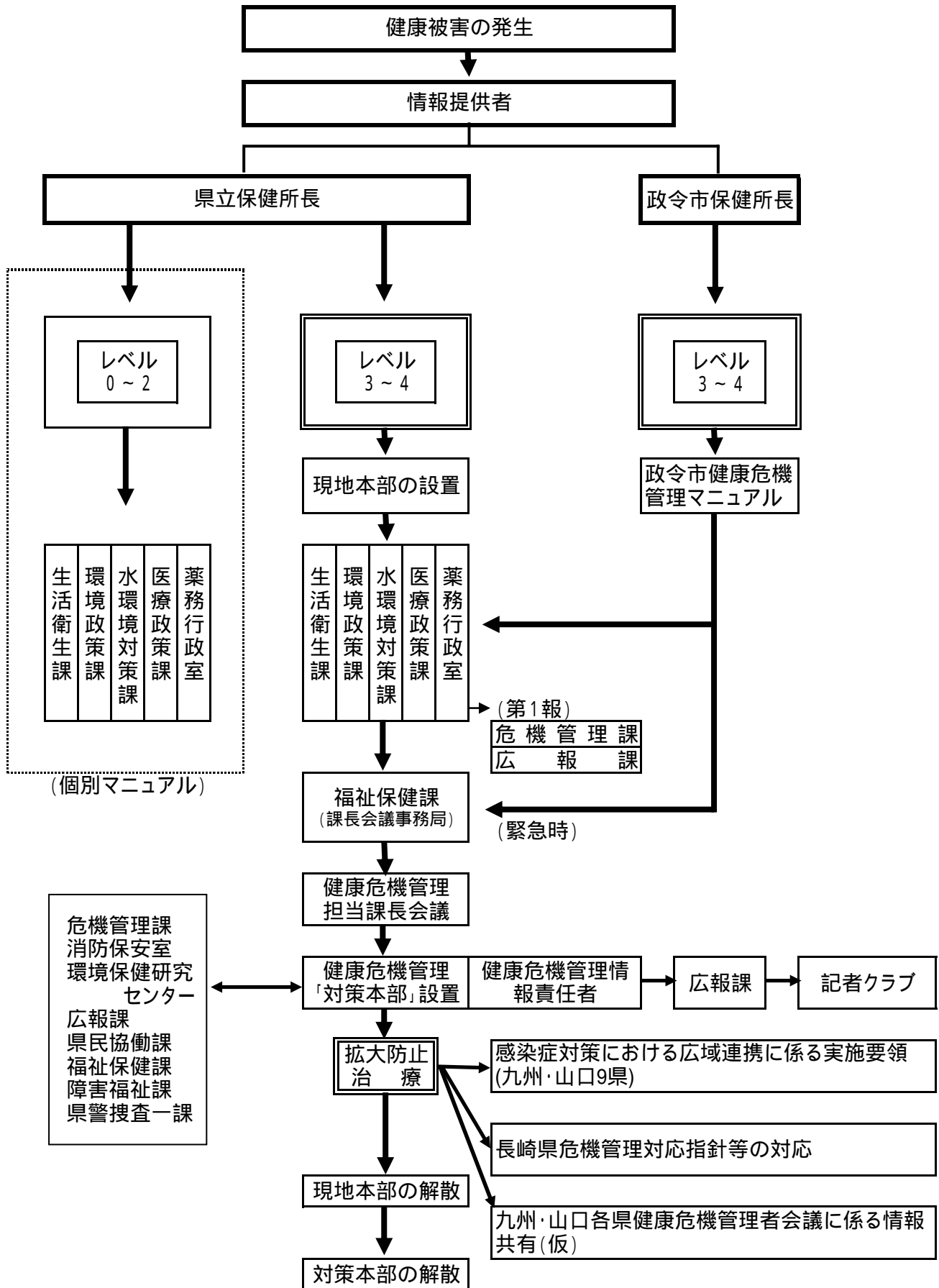
#### 情報提供者

住民、警察署、消防署、医療機関、市町、学校、医薬品関係事業所等

#### 重大な健康被害

健康危機管理担当課が危険度判定基準に示すレベル3及びレベル4の健康被害

健康危機管理マニュアルアウトライン



## 第 二 節 県立保健所の役割

保健所は、市町、郡市医師会、警察、消防、県の地方機関と常に連携を保ち、常時連絡がとれる体制を整備し、健康被害の発生予防と拡大防止について、中核的な役割を果たすものとする。

保健所長は、健康被害が極めて特異な形態で発生する場合や、多数の死傷者の発生等、「担当課」の個別マニュアルでは対応出来ない「重大な健康被害」が発生した際に対応する連絡体制、初動体制を健康危機管理マニュアルを実践するとともに、風評による混乱を避けるために関係機関との緊密な連絡調整を行い、正確な情報を住民に提供するものとする。

重大な健康被害とは、以下の場合が想定される。

健康被害の発生状況が、レベル3以上の被害と保健所長が判定した場合

感染症患者が多数発症している場合

(例) 堺市のO157等腸管出血性大腸菌感染症の集団発生等

病因物質が不明で多数の死傷者が発生している場合

(例) 地下鉄サリン事件、毒物混入カレー事件等

病因物質の特定はできているが、広域的な影響がある場合

(例) 不純物の混入、飲料水の汚染、大気汚染等

医療施設の事故等、個別マニュアルで対応出来ない場合

(例) 何らかの原因により医療施設を一時閉鎖する場合等

県外で発生した健康被害であるが、本県にも重大な影響を及ぼす恐れのある場合

## ( 1 ) 連絡体制

### 【勤務時間内の連絡体制】

保健所長は健康被害の程度が、直ちに「重大な健康被害」となる場合若しくは「重大な健康被害」が発生すると予想される場合は、速やかに保健所幹部職員を招集し、そのレベルが3以上と判断したときは「担当課」へ「大規模健康被害発生報告書」を提出のうえ、健康危機管理対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

同時に、市町等の関係機関に「現地本部」の設置を通知する。

### 【休日・夜間の連絡体制】

休日・夜間に健康危険情報の提供を受けた保健所職員は、健康被害の程度が直ちに「重大な健康被害」となる場合、若しくは、「重大な健康被害」が発生すると予想される場合は、直ちに保健所長へ報告する。

保健所長は、速やかに所員を招集し、市町、医療機関、警察署、消防署等と連絡を行い、的確な情報を収集し、そのレベルが3以上と判断したときは「担当課」へ「大規模健康被害発生報告書」を提出のうえ、「現地本部」を設置する。

### 【緊急連絡体制の事前通知】

保健所長は、休日、夜間の「重大な健康被害」発生に対応するため事前に緊急連絡体制を整備し、関係機関へ書面をもって通知しておくものとする。

緊急連絡体制に変更が生じる場合は、変更後の体制を通知する。

年末・年始など保健所員が不在の場合は、保健所員が参集するまでの間、暫定的に、県の管内地方機関の支援を得ることとし、そのため、事前に当該地方機関と協議を行う。

## ( 2 ) 「現地本部」の初動

保健所長は人命の安全を最優先とし、「現地本部」の初動を行う。

保健所長は基本的対策例を参考として、健康被害の内容により保健所の体制を構築する。

保健所長は健康被害の規模、経過により、随時、保健所体制を変更する。

( 基本的対策例 )

救急搬送体制の支援

情報連絡体制の確立

原因究明・疫学調査

住民の安全確保

適切な医療の提供

「現地本部」の体制確立

対応策の決定

### 【救急搬送体制の支援】

救急医療体制は、消防機関の被害者搬送からスタートする。

保健所長は消防機関・市町からの情報をもとに、郡市医師会と緊密な連携を行い、救急医療体制の確保を図る。

患者が収容された医療機関から、三次救急の国立病院機構長崎医療センター、長崎大学医学部・歯学部附属病院へ患者を救急搬送する旨の報告を受理した場合、保健所長は、その概要を「対策本部」へ報告する。

健康被害発生か所からの患者搬送は原則として消防機関が実施する

医療機関間搬送は原則として医療機関間で調整する

( 被害者収容医療機関          被害者受入医療機関          保健所長 )

離島地域における急患ヘリコプター搬送要請は市町が実施する

( 被害者収容医療機関          市町          危機管理課 )

多数の被害者の発生に対して、搬送車(船)等の確保を行う

( 事前に関係機関との連絡体制を整備する )

救急医療情報システムの連携による情報交換を行う

感染症患者の搬送は保健所も担当する

## 【適切な医療の提供】

保健所長は郡市医師会をはじめとする医療機関と協力し、医療体制を構築する。

健康被害の原因を究明し、検査結果を医療機関へ報告する  
多数の被害者の発生に対し、郡市医師会等へ協力を要請する  
(医療救護チームの派遣、受け入れ医療機関の調整)  
被害者の収容状況・容態等について出来る限りの情報を入手する  
重篤な被害者が三次救急病院へ搬送された場合は、必要な情報を  
入手するとともに当該病院に協力を要請する  
地域住民等の健康相談に対する窓口を保健所内に開設する

## 【情報連絡体制】

保健所長は健康危険情報を的確に察知し、「担当課」へ適切に報告する。

健康危険情報は正確に把握する  
健康危険情報の確認を関係機関等に対して行う  
健康危険情報の整理・分析を行う  
関係職員を被害発生場所へ派遣し、実地調査による情報を収集する  
医療機関から医療情報を収集する  
健康危険情報を項目ごとに整理する  
(医療情報・搬送情報・被害情報・検査情報・市町情報等)  
整理・分析後、関係機関へ情報の発信を速やかに行う  
(「対策本部」・医療機関・市町・消防・警察・学校等)  
風評対策として地域住民に対する広報を市町と連携して実施する  
地元報道機関に対する発表資料については、原則として「対策本部」  
が県政記者に発表した資料を提供するものとするが、状況に応じて  
「対策本部」から派遣された職員が、保健所長と協議のうえ取材に応  
じるものとする。

## 【「現地本部」の体制確立】

保健所長は「現地本部」の責任者としてすべての指揮を行う。

「担当課」の示す危険度判定基準を参考に「現地本部」を設置する  
健康被害の内容により、担当者を適材適所に配置する  
現地へ派遣する職員へ通行許可証等の必要な携行品を交付する  
健康被害に対応できる検査機器等を「対策本部」等と協議し確保する  
必要とする医薬品を「対策本部」等と協議し確保する  
住民ボランティアの活動に対し、安全を確保するため必要な指示をする  
P T S D対策を行う

## 【原因究明・疫学調査】

保健所長は被害の拡大防止、治療情報の提供のため、原因究明・疫学調査を速やかに行う。

検体の採取  
検体の検査・疫学的調査  
環境保健研究センターへの検体の搬送  
検査結果の報告

犯罪が疑われる場合の検査対応例は、以下のことに留意する。

保健所は原則として、管轄警察署に連絡のうえ合同で検査を実施する。

警察署より先に健康被害の発生か所に到着した場合で、有毒ガス以外健康被害について緊急止むを得ず、検体を採取する際は、できる限り現場をそのままの状態に保ちつつ実施し、また採取物は採取か所が特定できる措置を講じる。

現場で検体を採取する場合は、不純物の混入防止、採取量、適切な保

存、指紋の付着防止、現場破壊の防止について留意する。

なお、検査に当たる所員の安全確保について、保健所長は環境保健研究センター等の専門家に相談するなど十分な配慮を行う。

### 原因物質採取の留意点

#### 不純物の混入禁止

- ・各原因物質ごとに新しい採取用具を使用し、同じ採取用具は決して使用しない

#### 採取量

- ・可能な限り大量に採取する
- ・同じか所から複数採取する

#### 適切な保存

- ・揮発性物質は密封保存する
- ・採取物に適した容器を選定する
- ・必要があれば冷凍保存も検討する

#### 指紋の付着防止

- ・現場に残された容器等を取り扱う場合、採取者の指紋が付着しないよう手袋は必ず装着する
- ・むやみに周囲の物に素手で触れない

#### 現場破壊の防止

- ・必要以外の場所、物等の変更、破壊の防止に努める
- ・物等の変更を行った際は、記録しておく  
(現状のままの記録化～写真撮影等)

必要に応じて、患者の血液、尿等の保存について病院に協力を求める

有毒ガスの疑いがある場合は、皮膚を露出しない服装とし、現場へは風上から近づく等の配慮を行う

## 【住民の安全確保】

保健所長は市町と連携し、地域住民の安全確保を優先する。

地域住民の避難について市町と協議する  
地域住民の生活必需品の確保を市町と協議する



地域住民への広報活動を市町と連携して行う  
地域住民からの相談窓口を開設し、不安の解消に努める  
健康被害について地域住民への衛生教育を行う

### ( 3 ) 保健所における事前管理

保健所においては、健康被害の発生を防止するため日頃から次の各項に掲げる業務等を行っているが、関係機関の協力のもと更なる指導強化を図る。

食品営業施設の許認可、監視、衛生管理指導、収去検査  
環境衛生関係営業施設、建築物の衛生監視、指導  
飲料水の水質検査  
感染症サーベランスによる情報の分析  
毒物又は劇物取締法に基づく、毒物劇物取扱施設に対する管理取扱いについての監視指導  
大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法に係る施設の監視、指導  
病院医療監視・診療所医療調査  
衛生検査所監視指導  
救急医療体制の整備

#### ( 保健所の留意点 )

食品衛生法に基づく立ち入り検査、飲料水の水質検査、医療監視等を通して、地域の日常の生活を把握し、常日頃の様子とは異なる特異的な事項の情報収集を行う。

常日頃より、郡市医師会、市町、警察署等との情報の共有を図る。

いかなる健康被害にも対応すべく、健康被害の発生を想定した救急医療の連絡体制を郡市医師会等の協力のもと整備しておく。

「重大な健康被害」の発生に備えるため、保健所長は関係機関と協力のうえ、必要に応じて夜間想定の実演訓練を実施する。

#### ( 4 ) 保健所における事後管理

医療体制が確立し、危機的状況を脱した時点での事後管理を実施する。  
ただし、P T S D対策については、状況によっては健康被害発生時から実施する。

感染症発生時における二次感染の拡大防止  
食中毒発生時における原因物質の究明及び再発防止  
市町への防疫活動の支援  
被災住民への健康管理事業の実施  
地域住民へのP T S D対策の実施  
市町と連携した風評対策の実施

関係機関は疫学的調査、環境調査等を実施し、専門家との検討協議を実施し、原因の究明に努めるものとする。

健康被害が犯罪に起因するものであった場合、警察署の捜査に協力するとともに、今後の対応策について長崎県健康危機管理担当課長会議（以下「課長会議」という。）で、検討を行うための検証資料を作成する。

保健所長は、健康被害の検証会並びに実地研修会を開催する。

## ( 5 ) 市町との連携

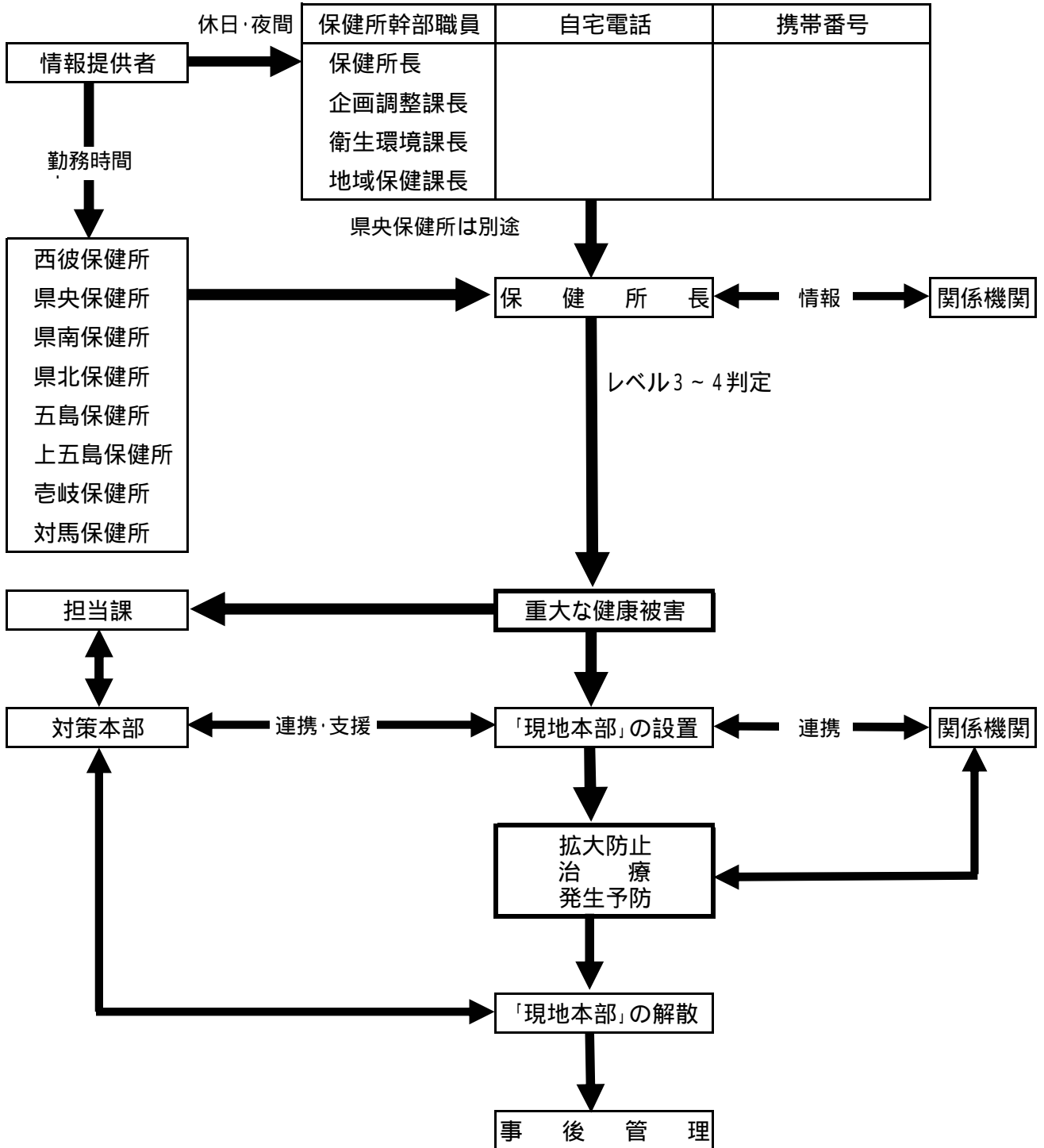
保健所長は、「重大な健康被害」の発生に対して、被災住民への避難・誘導等について市町長との連携を図る。

避難・誘導、一時収容の例としては、広報車、地元の有線ＴＶ、ＦＭ、新聞社などに協力を求める。併せて、有線放送、回覧板等地域の情報伝達網の活用をはかる

### 市町との連携の例として

健康被害対策担当部署と管轄保健所との連絡調整  
ＣＡＴＶ・有線放送・広報車・回覧板による広報活動  
健康被害発生か所からの避難・誘導  
公共施設への一時収容  
地域住民への医療機関情報の提供  
報道機関への情報提供（風評対策）  
健康被害の長期化対策（飲料水・食物等の提供）  
健康被害に対する地域住民への健康教育の実施

# 「保健所」体制図



# 大規模健康被害発生報告書

生活衛生課【FAX 095-824-4780】  
 環境政策課【FAX 095-895-2566】  
 水環境対策課【FAX 095-895-2568】  
 医療政策課【FAX 095-895-2573】  
 薬務行政室【FAX 095-895-2574】

至 急

報告日	月	日	曜	時	分
所 属	保健所				課
氏 名					

レベル	3	4	現地本部設置				月	日	時	分	
健康被害の概況	連絡受理時間	月 日 ( 曜日 )		午前・午後		時	分				
	情報提供者	氏名			機関名						
		電話			FAX						
	発生時間	月 日 ( 曜日 )		午前・午後		時	分				
	発生場所	住 所									
		機関名									
連絡先		氏名			電話						
発生状況・原因											
被害者状況	症 状	日	時	分	現在	発症者	人	死者	人	搬送者	人
	搬 送 先	医 療 機 関 名	搬 送 者 数				電 話 番 号				
			男	人	女	人					
		男	人	女	人						
		男	人	女	人						
		男	人	女	人						
		男	人	女	人						
保健所初動											

### 第 三 節 政令市保健所との連携

政令市において健康被害が発生した場合、政令市保健所長は政令市の「健康危機管理マニュアル」において対応することを原則とする。

健康被害の程度が「重大な健康被害」と政令市保健所長が判定した場合、政令市保健所長は県の福祉保健課等「担当課」へ報告を行う。

県は、「課長会議」を設置し、政令市保健所長との情報交換を行い、協議のうえ医療供給体制の確保、検査体制等について政令市保健所長を支援する。

健康被害の状況如何によって、県は「対策本部」をもって政令市保健所長を支援する。

ただし、県と政令市保健所との事務手続き関係において、法的な問題等が生じる場合はその都度、協議を行うことを原則とするが、県は救急医療体制を優先して実施する。

なお、県立保健所管内で「重大な健康被害」が発生した場合、政令市保健所長は救急医療体制の確保について県との連携を図る。

## 第 四 節 健康危機管理担当課の役割

食中毒、飲料水汚染、環境汚染、感染症、毒物劇物その他原因不明により、健康被害が発生した場合、「担当課」は、健康危険情報をもとに、あらゆる対策を講じる。

「担当課長」は、健康被害が発生し、「担当課」の個別マニュアルでは対応出来ないレベル3・レベル4の「重大な健康被害」であると保健所長が判定をした場合は、福祉保健課を通じて「課長会議」への報告を行い、状況に応じて「対策本部」の設置を要請する。

### ( 1 ) 連絡体制

#### 【勤務時間内】

保健所長から「大規模健康被害発生報告書」により「重大な健康被害」の発生報告を受けた「担当課」職員は、速やかに「担当課長」に報告するとともに、危機管理課及び広報課へ報告する。

個別マニュアルで対応していた健康被害が、休日・夜間に「重大な健康被害」に移行する可能性がある場合「担当課長」は、事前に幹部職員並びに福祉保健課長に報告を行い、待機体制を要請する。

「対策本部」が設置された場合、「担当課長」は担当省庁等、法律的に報告義務のある関係機関への報告を行う。

厚生労働省健康危機管理・災害対策室(03-5323-1111 内線:3816・3818・2830)へは「対策本部」情報連絡班が報告を行う。

#### 【休日・夜間】

「重大な健康被害」が休日・夜間に発生した場合、又は発生する恐れのある場合は、「担当課」が事前に通知してある連絡体制を用いて、保健所長並びに関係機関からの報告を受理する。

保健所長等から報告を受けた「担当課」職員は、直ちに「担当課長」へ報告するとともに、危機管理課及び広報課へ報告する。



「担当課長」は直ちに職員を招集し、情報の収集を行う。

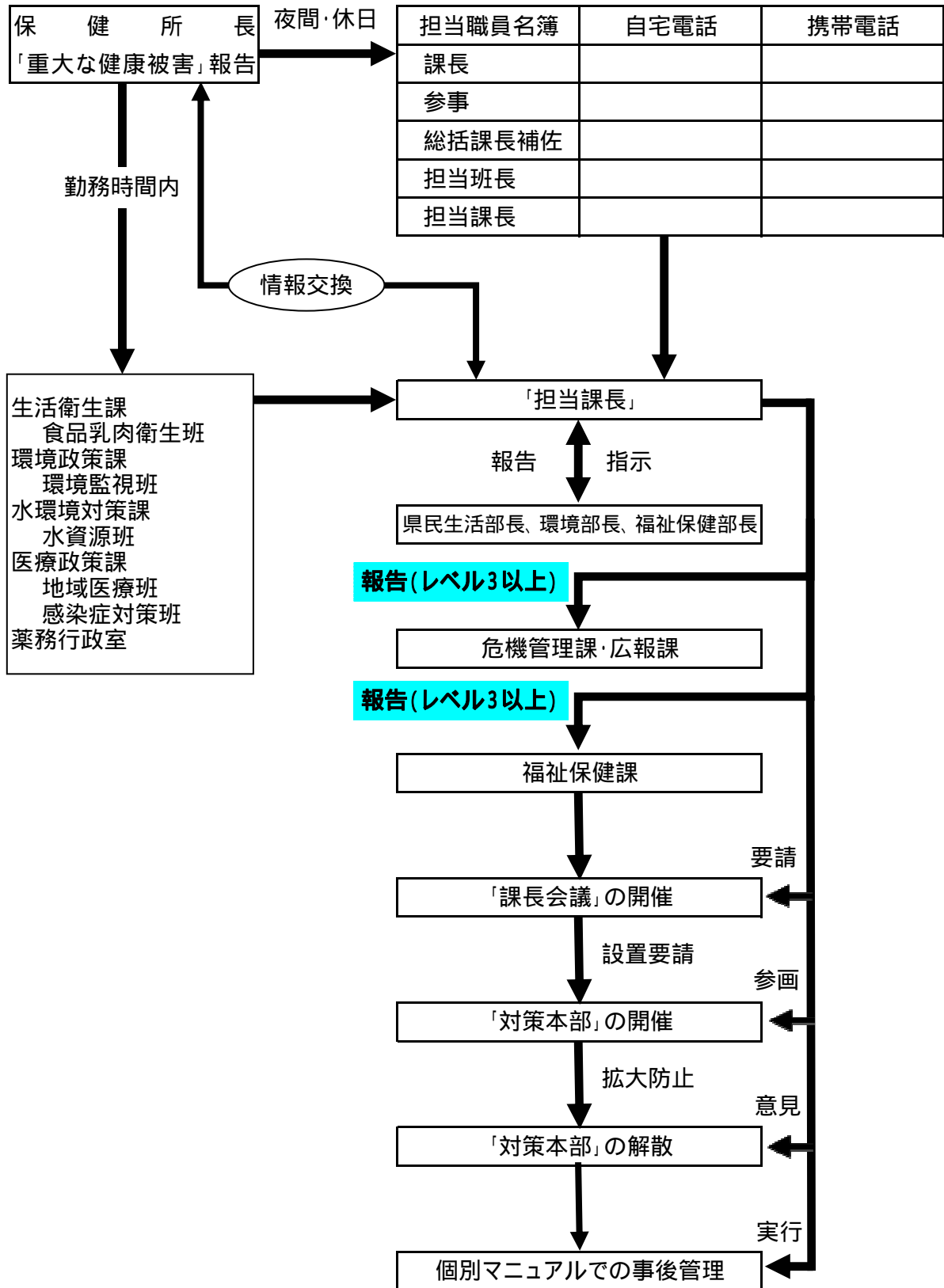
「担当課長」は情報収集のうえ、担当部長に報告し「重大な健康被害」との保健所長の判定を支持する場合は、福祉保健課長へ報告し、「対策本部」の設置を要請する。

## ( 2 ) 初動体制

「担当課長」は、「重大な健康被害」の発生が「対策本部」の設置に繋がると判断した場合は、「対策本部」が設置されるまでの間は保健所との連絡調整を図り、詳細な情報の収集を行い、関係機関と連携のうえ、被害の拡大防止に対処する。

「担当課長」は、情報収集のための保健所への担当者派遣、救援物質の搬送、警察・消防への協力体制を企画立案し、「対策本部」の指示のもとに保健所長を最大限に支援する。

# 「担当課」体制図



## 第五節 長崎県健康危機管理担当課長会議の役割

「課長会議」は、本庁の関係課（室）長と環境保健研究センター所長並びに警察本部捜査第一課長からなる横断的組織で、福祉保健部長が議長として調整を行う。

### （１）業 務

#### 【平常時】

健康被害発生時の連絡・協力体制の確立  
健康危険情報の交換  
健康危機管理体制の見直し又は検討

#### 【健康被害発生時】

迅速な健康危険情報の収集と関係機関等への提供  
原因不明あるいは複雑な健康被害発生時の対応  
原因究明作業への支援  
原因判明後の個別分野別体制への引継

### （２）開 催

「課長会議」は、平常時は議長が招集して開催するが、「重大な健康被害」発生時は「担当課長」からの要請に基づき、福祉保健課長が会議の開催を通知する。

「課長会議」は、保健所長からの健康危険情報の報告並びに「大規模健康被害発生報告書」により、健康被害の程度、緊急度等を勘案し、庁内に「対策本部」を設置する。

健康危険情報の不足等により、「対策本部」設置に時間を要する場合、議長は、長崎県健康危機管理担当幹事会（以下「幹事会」という。）に指示し、健康危険情報の収集と関係機関等への情報提供に努める。

「課長会議」が休日・夜間に開催される場合に備え、「担当課長」は常に連絡のとれる体制を整備し、要請により「課長会議」へ出席する。

「担当課長」が不在時は、総括課長補佐、担当班長の順に代理出席する。

福祉保健課長は、「担当課長」以外の関係課長の参加が必要な場合は、「課長会議」に参画するよう直接要請する。

### (3) 運 営

「課長会議」は、原則として「対策本部」を設置するまでの間の警戒本部としての役割を担う。

「担当課長」は、「現地本部」が作成した「大規模健康被害発生報告書」により、被害者数、症状、発症経過時間、被害拡大の可能性等について「課長会議」へ報告を行う。

「担当課長」は「対策本部」設置の適否、当面の被害対策、その他必要な事項について、原則として資料等を作成のうえ「課長会議」へ協議を行う。

「課長会議」は、「対策本部」の設置が適当と判定した場合は速やかに「課長会議」を「対策本部」に格上げして「重大な健康被害」に対応する。

「対策本部」が初期の目的を達成し、健康被害が終息したと判定した場合は、「対策本部」を「課長会議」へ移行し、「課長会議」は引き続き事後管理に対応する。

## 第 六 節 健康危機管理対策本部の役割

「対策本部」は、「重大な健康被害」の発生に対し、危機管理監、総務部、県民生活部、環境部、福祉保健部、県警察本部捜査第一課を挙げて、被害の拡大防止を図り、県民の生命、健康の安全を確保するため設置する。

### ( 1 ) 設 置

「課長会議」議長（議長不在時は副議長）は、「担当課長」からの「重大な健康被害」の程度、緊急度を勘案し、「対策本部」を設置する。

議長は、「重大な健康被害」が発生する恐れがあるとの健康危険情報を入手した場合は、「課長会議」を招集し、状況により「対策本部」を設置する。

「対策本部」は、健康被害の事案や状況に応じて、県庁各部・関係機関に協力を求める。

### ( 2 ) 構 成 員

区分	役職名	電話番号	備考
本部長	福祉保健部長	895-2401	
副本部長	福祉保健部次長	895-2403	
本部員	危機管理課長	895-2142	
	消防保安室長	895-2146	
	広報課長	895-2021	
	県民協働課長	895-2310	
	生活衛生課長	895-2363	
	環境政策課長	895-2351	
	水環境対策課長	895-2664	
	環境保健研究センター所長	095-48-7560	
	福祉保健課長	895-2410	
	医療政策課長	895-2461	
	薬務行政室長	895-2469	
	障害福祉課長	895-2451	
	県警察本部捜査第1課長	820-0110	
本部要員 (幹事)	危機管理課 防災班参事	895-2143	
	消防保安室 消防班参事	895-2146	
	広報課 報道企画班課長補佐	895-2023	
	県民協働課 総務企画班課長補佐	895-2310	
	生活衛生課 食品乳肉衛生班課長補佐	895-2364	

	環境政策課 総括課長補佐	895-2351	
	水環境対策課 水資源班課長補佐	895-2663	
	環境保健研究センター 環境・生活化学・保健科長	0957-48-7560	
	医療政策課 感染症対策参事	895-2466	
	薬務行政室 課長補佐	895-2469	
	障害福祉課 精神保健福祉班課長補佐	895-2456	
	捜査第1課 課長補佐(特殊班担当)	820-0110	
事務局員	福祉保健課 総括課長補佐	895-2410	
	総務係長	895-2410	
	企画予算班参事	895-2412	

本部員は、「重大な健康被害」の事案や状況に応じて、その都度、弾力的に定めるものとするが、本部要員については原則として「対策本部」詰めとする。「対策本部」が長期にわたり設置される場合には、本部要員を複数配置するものとし、引継等については責任をもって行う必要がある。

### (3) 協力員

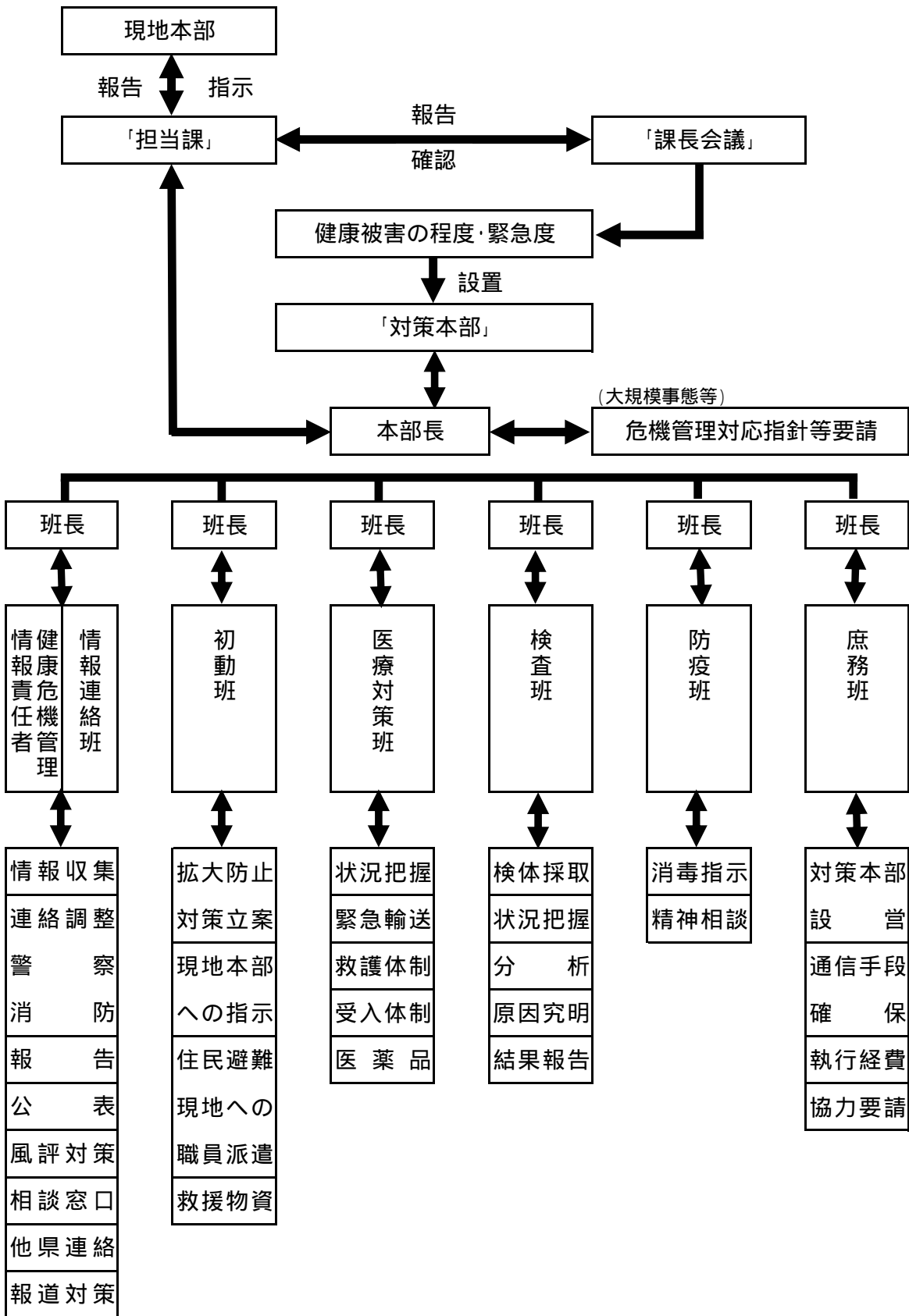
「重大な健康被害」に迅速かつ的確に対応するため、専門的な知識を必要とする場合は、「対策本部」本部長が学識者に協力を要請する。

### (4) 体制

「対策本部」には、本部長のもとに情報連絡班、初動班、医療対策班、検査班、防疫班、庶務班を置く。

それぞれの班に総括責任者を配置する。

「対策本部」体制図



**【情報連絡班】** 総括責任者 福祉保健課長（健康危機管理情報責任者）

情報連絡班が、「重大な健康被害」に迅速かつ的確に対応するためには、情報の広範な収集を図ることが最大のポイントとなる。

情報の収集にあたっては、「発生時間」・「発生場所」・「被害者の搬送状況」・「主な症状」・「健康被害発生の主な要因」・「犯罪の可能性」・「被害拡大の可能性」について行い、電話による報告のみならず、インターネット、FAX等複数の情報媒体を用いるものとする。

報道機関への情報提供については、福祉保健課長（健康危機管理情報責任者）若しくは情報連絡班のプレス担当職員が「対策本部」が作成した健康危険情報を広報課を通じて、長崎県政記者クラブへ提供するものとする。

状況によっては、「対策本部」本部長が記者発表を行うものとする。

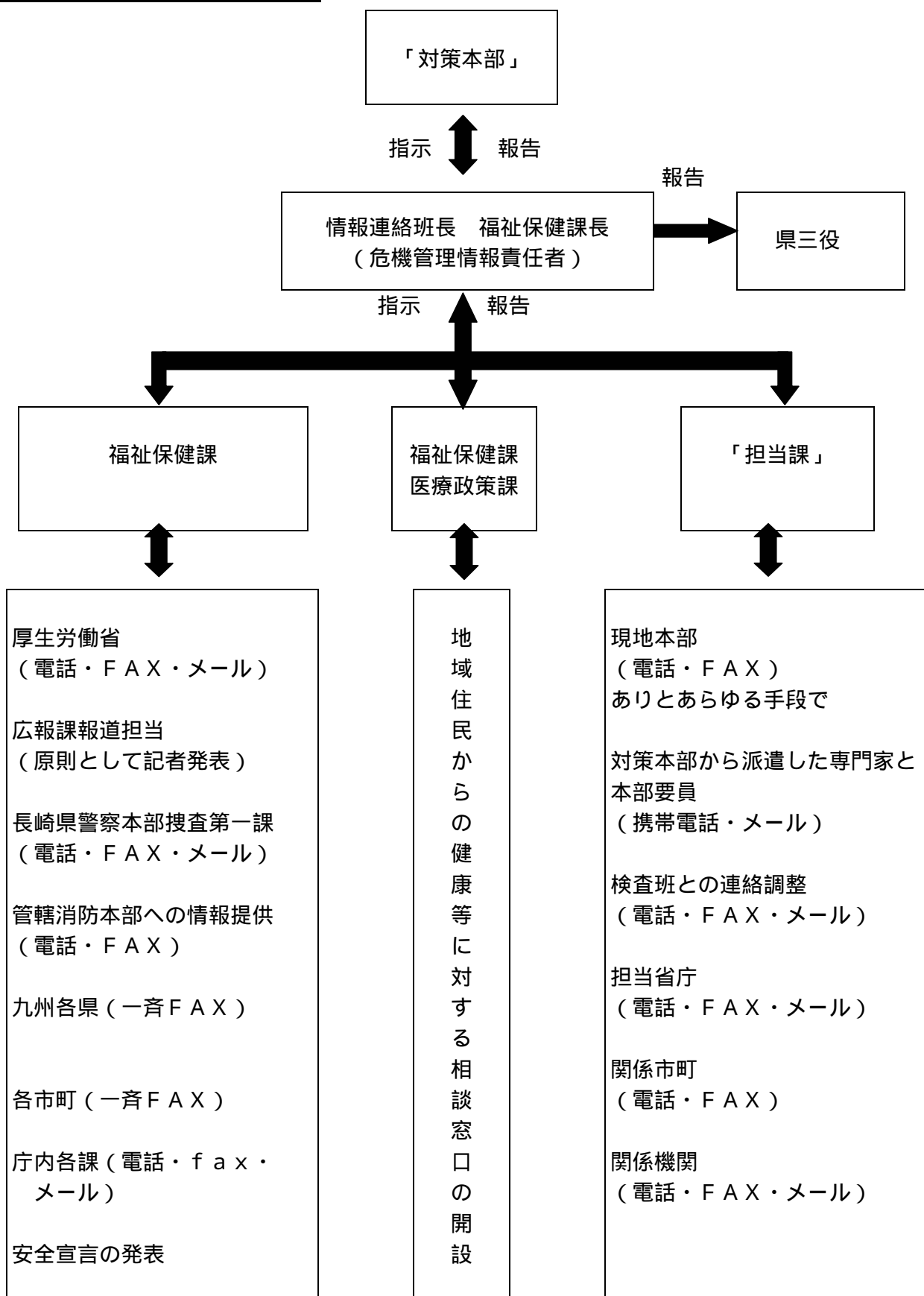
情報連絡班は報道機関へ健康被害の状況を公表した場合、その内容を速やかに「現地本部」へ提供する（「対策本部」と「現地本部」の公表に食い違いが生じないように、常に情報交換を行う）。

「現地本部」は、市町、地元報道機関へ情報提供を行い、地域住民への広報活動を行う。

担 当 事 務	担 当 者
報告	福祉保健課
厚生労働省への報告	〃
「対策本部」設置に伴う報道機関へ情報提供	〃
警察本部捜査第一課への情報提供	〃
管轄消防本部への情報提供	〃
九州各県健康危機主管担当課への情報提供	〃
関係市町等関係機関への情報提供	〃
庁内各課・所に「対策本部」設置を通知	〃
「対策本部」解散の報告	〃
県民からの問い合わせ対応・健康相談	福祉保健課・医療政策課
「現地本部」との連絡調整	「担 当 課」
環境保健研究センター連絡調整	〃
担当省庁・関係機関との連絡調整	〃



# 「情報連絡班」体制図



## 【初動班】 総括責任者 「担当課長」

「担当課長」は、直接の情報又は情報連絡班の情報により、被害の重篤度、規模等を勘案して、被害拡大防止対策を立案し、「対策本部」の決定を受けて、「現地本部」へ指示する。

ただし、時間的余裕がない場合はこの限りではない。

有毒ガスの発生、放射能による事故等、極めて深刻な事態は何よりも地域住民の避難が優先であり、初動班は保健所長・市町長に速やかに対応するよう連絡する。

有毒ガスの散布、飲料水への毒物混入等による健康被害で、かつ大規模な死傷者が発生している場合は、長崎県医師会、郡市医師会並びに日本赤十字社との連携を図り、トリアージ（治療の優先順位に基づいて行う負傷者の選別）の実施、災害拠点病院等への搬送等を優先する。

被害拡大防止対策は、「現地本部」との情報交換を密にし、被害の変化に応じて臨機応変に対策の見直しを行う。

被害拡大防止対策については、あらゆる健康被害に対応出来る対策を想定し、「担当課」の個別マニュアルで事前に定めておく必要がある。

「対策本部」は、「現地本部」を支援し、必要に応じ専門家と本部要員を派遣する。

保健所長が人的・物的支援を要請してきた場合は、県民協働課・環境政策課並びに福祉保健課において、「対策本部」に詰めていない「担当課」職員、環境保健研究センター職員、他保健所職員等の派遣を決定し、「現地本部」を支援する。

派遣する職員の職種については、健康被害の内容により県民協働課・環境政策課並びに福祉保健課で決定する。

担 当 事 務	担 当 者
<p>被害拡大防止対策の立案</p> <p>「現地本部」への対応指示</p> <p>「現地本部」への人的・物的支援</p> <p>(保健所長からの要請を受けて、主管課へ指示)</p> <p>ア 専門家・本部要員の派遣</p> <p>イ 本庁技術職員の派遣</p> <p>ウ 他保健所技術職員の派遣</p> <p>エ 環境保健研究センター技術職員の派遣</p> <p>オ 不足用品の配布</p>	<p>「担 当 課」</p> <p>〃</p> <p>医療政策課・福祉保健課</p> <p>県民協働課・環境政策課</p> <p>・福祉保健課</p> <p>福祉保健課</p> <p>環境政策課</p> <p>県民協働課・環境政策課</p> <p>・福祉保健課</p>

**【医療対策班】** 総括責任者 医療政策課地域医療班長

救急医療対策を効率的に実施するため、医療対策班は長崎県医師会との密接な連携を図るとともに、医療政策課地域医療班員を連絡調整のため長崎県医師会に派遣する。

なお、死傷者が多数発生している場合は、長崎県医師会と充分協議し、災害時の医療救護活動に準じた対応を行う。

消防署は健康被害により搬送を必要とする多数の死傷者が発生した場合は、各消防本部に設置してある「長崎県救急医療情報システム」により、病院の受入可能数を把握し緊急搬送を行う。

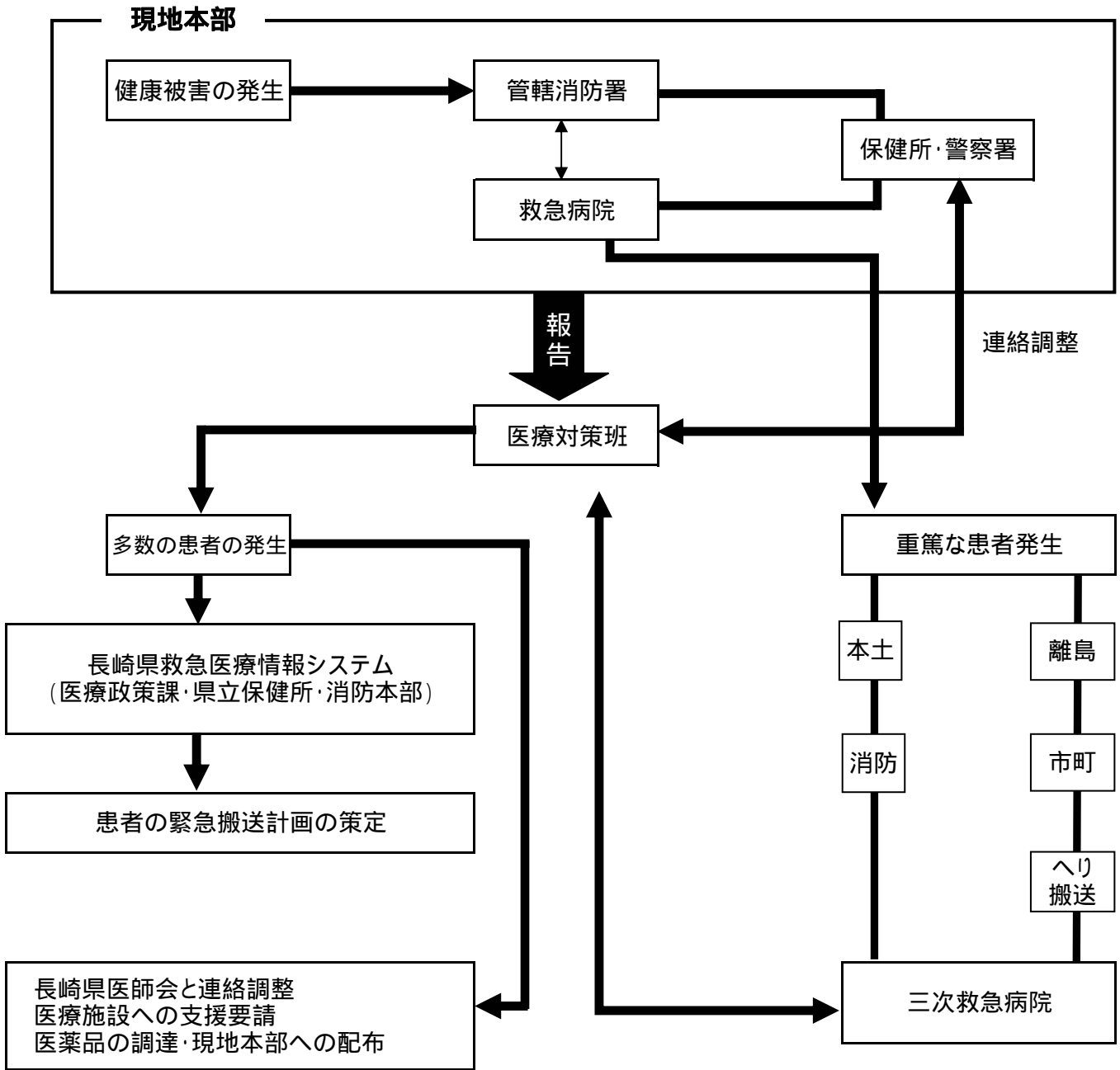
放射能を原因とする患者の発生については、危機管理課が策定している長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）における医療供給体制で対応することを原則とするが、被害の内容によっては、「課長会議」を設置し、医療対策班が対処する。

医療対策班は、患者の搬送先での医療データをもとに、専門医の協力を得て、二次感染の発生の予測、それに対応する拡大防止対策の検討を行う。

薬務行政室長は医薬品の不足が生じる場合は、災害用の備蓄医薬品等を優先的に使用し、医療機関へ配送する。

担 当 事 務	担 当 者
長崎県医師会との連絡調整	医療政策課地域医療班
患者発生状況の的確な把握（保健所長へ確認）	〃
患者の緊急搬送計画の支援等消防機関との連絡調整	〃
医療救護活動の把握	〃
三次救急病院への患者収容状況の把握	〃
関係市町への救急医療体制の連絡調整	〃
院等の患者受入可能数の確認と協力の要請	〃
者受入数の確認と患者の症状の把握	〃
検査班からの結果報告に基づく関係機関への情報提供	〃
医薬品の調達・医療機関への配送	薬務行政室

「医療対策班」体制図



**【検査班】** 総括責任者 環境保健研究センター所長

「対策本部」の検査班は、検査体制が整備されている環境保健研究センターとする。

環境保健研究センターは、「現地本部」と情報交換のうえ、検体の収集を指示する。

検体の搬送は原則として保健所職員が行い、直接、環境保健研究センターへ搬送する。

環境保健研究センターは、検査等にあたり人的・物的不足が生じる場合は情報連絡班へ報告を行い、支援を受ける。

検査結果は、患者の治療に直接関与するため速やかに「対策本部」へ報告する。

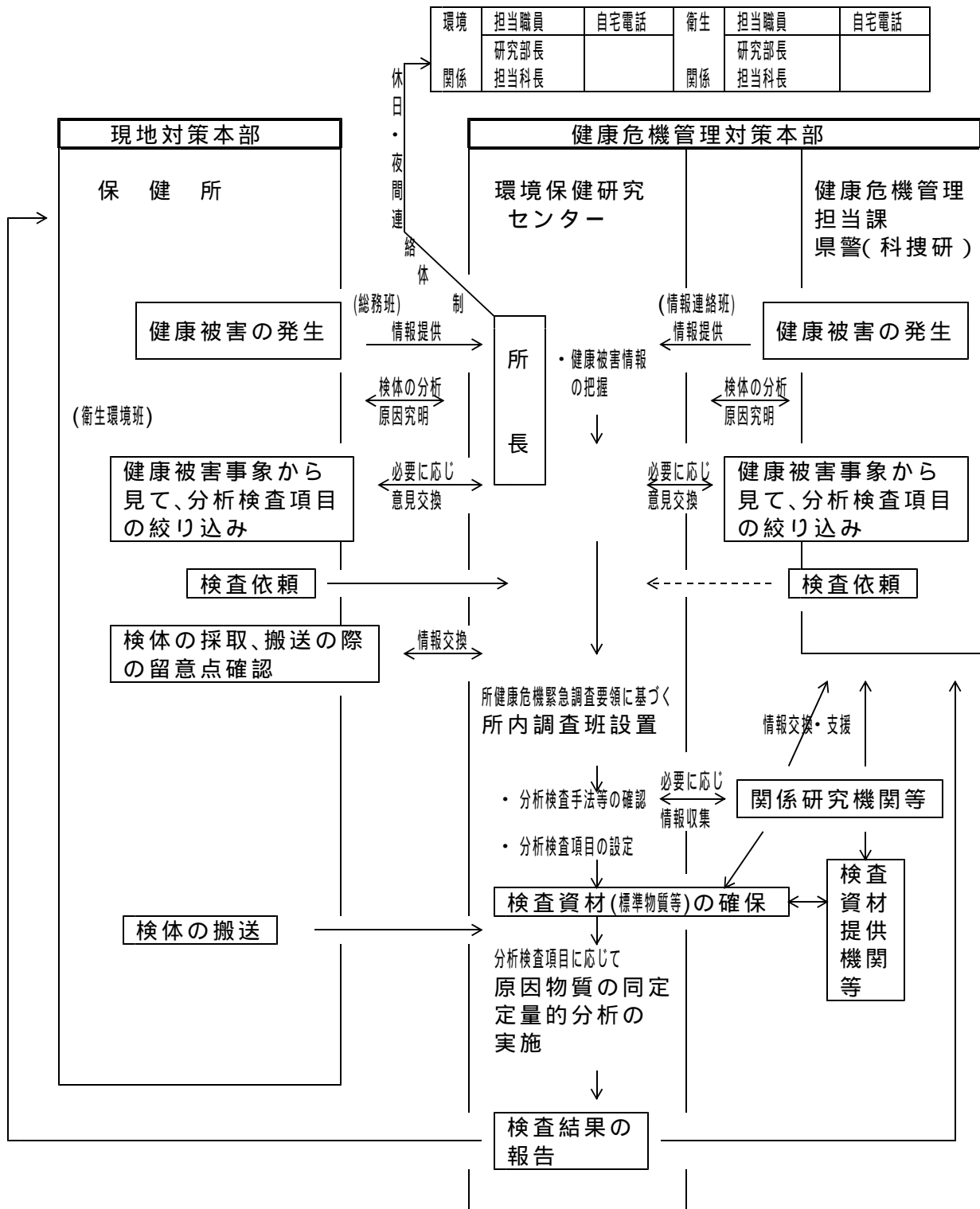
報告については、「現地本部」あるいは医療機関への報告を優先する。

検査の内容によっては、「九州・山口九県における感染症に対する広域連携に関する協定書」に基づき実施するほか、民間の衛生検査所、長崎大学医学部・歯学部附属病院等に検査を依頼することが出来る。

担 当 事 務	担 当 者
検体採取、搬送の際の留意点の指示	環境保健研究センター
健康被害情報の把握	〃
検体の分析・原因究明	〃
関係研究機関等との連絡調整	〃
「現地本部」への検査結果の報告	〃
「対策本部」への検査結果の報告	〃

# 「検査班」体制図 (レベル3～4の場合(重大健康被害時))

環境保健研究センターでの健康危機管理対応要領について



(注)健康被害事象：食中毒、感染症、水道水、毒物劇物等によると推定される健康被害

**【防疫班】** 総括責任者 医療政策課感染症対策班長

防疫班は二次感染の再発防止のため、関係市町に被災地の消毒を協議する。

障害福祉課は精神保健福祉相談等の状況把握・分析、連絡調整等を行う。

担 当 事 務	担 当 者
関係市町との被災地消毒の協議 毒物劇物の無毒化対策の指導 精神面の健康相談の状況把握・分析 保健所及び長崎・こども・女性・障害者支援センターとの連絡調整	医療政策課感染症対策班 薬務行政室 障害福祉課精神保健福祉班 ”



**【庶務班】** 総括責任者 福祉保健課総括課長補佐

「対策本部」を設置する会議室の確保を行うとともに、「対策本部」と「現地本部」並びに被災地との間に、FAX等の必要な情報媒体を確保し設置する。

現地へ派遣する職員に対し、通行許可証・携帯電話・カメラ等の携行品を交付する。

担当課職員で対応できなくなる状況が発生した場合、又は発生することが予測される場合は担当課以外の課の職員の応援を要請する。

「対策本部」・「現地本部」に係る費用並びに時間外手当等について措置する。

担 当 事 務	担 当 者
「対策本部」設置個所の決定・設営	福祉保健課総務係
「対策本部」・「現地本部」の必要備品の配備 (電話・FAX・メール等の設営)	〃
現地へ派遣する専門家・本部要員への携行品の手配 (具体的な携行品一覧の作成)	〃
関係課等職員の応援要請	〃
予算・時間外処理	〃

## ( 5 ) 長崎県危機管理対応指針等による対応

「対策本部」本部長は、健康被害の内容が大規模なテロ事件の発生等、健康危機管理マニュアルで対応出来ない事態であると判断した場合は、直ちに、知事に長崎県危機管理対応指針、長崎県国民保護計画又は長崎県地域防災計画による対応を要請する。

## ( 6 ) 「対策本部」・「現地本部」の解散

保健所長は、健康被害等の状況が「重大な健康被害」のレベル3より低下したと判断した時は、「対策本部」と協議のうえ「現地本部」を解散する。

「対策本部」は「現地本部」の解散を受けて、「対策本部」を「課長会議」へと縮小し、「担当課長」を支援する。

「担当課長」は、保健所長から健康被害の二次感染防止対策が終了し、健康被害が終息したとの報告を受け、その確認が得られた時点で「課長会議」へ報告する。

「課長会議」は、その報告を受け「課長会議」を解散し、安全宣言を情報連絡班を通じて各報道機関へ行う。

今後の発生予防等について「幹事会」へ報告書を作成するよう指示する。

「幹事会」は、健康被害の分析・研究を行い、その結果を評価・公表するための報告書を作成する。

## ( 7 ) 訓練及び研修の実施

「課長会議」は「重大な健康被害」の発生に備えて、必要の都度、保健所並びに関係機関と協力して実地訓練を行う。

訓練については、福祉保健課長が企画立案する。

訓練の結果、健康危機管理マニュアル等に不備があれば「課長会議」において協議を行い、必要な修正を行う。

検査体制の強化を図るため、各保健所の検査担当職員に対して専門的な研修を実施し、保健所検査担当職員の資質の向上を図る。